

意見書

平成 23 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号：380-0935

住所：ながのけんながのしながごしよ長野県長野市中御所 1-25-1

氏名：かぶしきがいしやながのけんきょうどうでんさん株式会社長野県協同電算

だいひょうとりしまりやくしやちよう おおつき のりお代表取締役社長 大槻 憲雄

電話番号：

電子メールアドレス：

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 23 年 1 月 25 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

光ファイバーの貸出について、現在の約款ではAエリア、Bエリアと区別され提供されていますが、エリアに関係なく光ファイバーの貸出を実施するよう接続約款の変更を求めます。

理由：

弊社は、長野県内をエリアとするプロバイダーです。県内に遍くブロードバンド環境を提供するために事業展開を行っております。

長野県は自然環境に恵まれているため、各種大学の観測所がございます。この観測データを大学本部に送信するために、昨年夏、Bエリアに属する光ファイバー接続を申請したのですが、約款で決められている接続可能対象ではないとの理由により断られました。

光ファイバーの敷設が90%終わった現在、Aエリア、Bエリアと区別する必要性を感じられません。地域間格差是正のため、ぜひとも敷設エリア区分の撤廃を要望いたします。